

下條村燃料等価格高騰対策支援補助金交付要綱

令和4年6月30日

(趣 旨)

第1条 この要綱は、原油価格高騰により影響を受ける村内事業者を支援することを目的とし、下條村燃料等価格高騰対策支援補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、村内に住所を有し村内で事業を展開する法人・商工業者・青色申告農業者・認定農業者とし、申請は1回限りとする。

(補助対象事業費)

第3条 補助の対象となる燃料は、事業用に使用するガソリン、軽油、灯油、LPガス、電気とする。ただし、事業用として明確に区分できるものに限る。

(補助対象期間)

第4条 補助の対象となる期間は令和4年7月1日から同年12月31日までとする。

(補助金額)

第5条 補助対象期間中に10万円以上購入した燃料費（消費税込み）の10%以内で上限は10万円とする。（千円未満切捨て）

(交付申請)

第6条 補助金の交付申請は第2条に当該する個人事業者または法人の代表者が、下條村燃料等価格高騰対策支援補助金交付申請書（様式第1号）に別に定める書類を添付して、村長に申請しなければならない。

2 前項に規定する申請は、令和4年7月15日から令和5年2月28日までに行わなければならない。

(交付の決定及び給付金の支払)

第7条 村長は、前条第1項に規定する申請があったときは、関係書類を審査し、適正であると認めた場合は、補助金の交付を決定するものとする。

2 補助金の交付決定通知は、補助金の支払をもって代えるものとし、交付しないことを決定したときは下條村燃料等価格高騰対策支援補助金不交付決定書（様式第2号）により通知するものとする。

(補助金の返還)

第6条 村長は、偽りその他不正の手段により補助金を受けた者があると認めるときは、その者から補助金を返還させることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和4年7月1日から適用する。